

暴追センターだより

No.88

令和7年(2025) 1月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

暴力団 断ち切る勇気が 未来を創る



撮影：北海道警察職員 「ハルニレの木と朝陽」

おそれない 小さな勇気で 大きな一歩
暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>





新年のごあいさつ

(公財) 北海道暴力追放センター

理事長 吉川 正也

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、大きな夢と希望に満ちた新たな年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から関係機関・団体の皆様には、当センターの事業活動全般に深いご理解とご協力を賜っておりますことに心から御礼を申し上げますとともに、厳しい経済情勢下にも関わらず、当センターの事業活動を支えて下さっている賛助会員の皆様に対しましても、心から感謝申し上げます。

去年は、新年早々に「能登半島地震」が発生し、被害は能登地方のほか、中部・近畿地方にも及びました。

さらに9月下旬には、大地震から復興途上であった能登地方に記録的な豪雨が襲い、多くの犠牲者と甚大な被害に見舞われ、この理不尽さは我が国が自然災害大国であることを強く印象付け、平素からの防災意識とその備えがいかに重要であるかを再認識したところであります。

さて、暴力団の現状ですが、全国的にも勢力は年々減少の一途を辿っており、道内においても暴力団の勢力数は確実に減少傾向にあります。

これは、警察による強力な取り締まりに加え、道民の皆様をはじめ、行政や企業団体が一丸となって暴排活動や暴力団等との関係遮断に取り組んだことで、社会全体で暴力団を排除する枠組みが構築されたことが大きな要因となっていると考えられます。

しかしながら、暴力団の最大勢力である山口組の分裂抗争は、10年目に入りますが終焉の兆しはなく、各府県公安委員会では六代目山口組や神戸山口組等に対する「特定抗争指定暴力団」の指定期限を延長し、情勢に応じた措置を講じており、依然として予断を許さない状況であります。

一方、犯罪は特殊詐欺やSNS型ロマンス・投資詐欺の激増に加え、SNS等を利用して実行犯を募集して組織的に強盗や窃盗等を広域的に敢行し、離合集散を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」が活発化しております。

このグループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員がこのグループと共謀や首魁している事例もあります。

このように暴力団はその実態を変えながらも、新たな資金源活動や不当要求を仕掛けて来ることは確実であり、道民にとっていささかも油断のできない存在です。

その様な情勢の中、表面上は減少を続けている暴力団に対し、企業や個人の暴排意識の弛緩も懸念されるところであります。

暴力団排除対策のキーワードは「**暴力団との一切の関係遮断**」ですが、暴力団の活動を低下させ、壊滅に追い込むためには、道民一人一人が「**暴力団の存在を認めず暴力団には屈しない**」という強い意志を持ち、暴力団からの不当な要求は、適切に断固拒否して暴力団に流れる金を遮断することが最も重要であります。

暴力団の社会的存続基盤を崩し壊滅に追い込むためには、道民一人一人に暴排条例の基本理念であります**暴力団を「利用しない」「恐れない」「金を出さない」**に「**暴力団と交際しない**」を加えた「**三ない運動+1（ワン）**」の暴力団排除スローガンを着実に実践して頂く必要があります。

当センターとしても暴力団に対する防御を固め、暴力のない安全・安心な北海道を実現すべく暴力団排除の実践活動を強力に展開していきたいと考えておりますので、旧年と変わらず皆様の力強いご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びに、皆様の今後益々のご発展・ご健勝並びにご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

全国表彰おめでとうございます



暴力追放栄誉
金章



暴力追放栄誉
銀章



暴力追放栄誉
銅章

令和6年11月21日、明治記念館（東京）で行われた令和6年全国暴力追放運動中央大会において、永年にわたる暴力追放運動功労者・団体に対し、警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長の連名による表彰状と記念品が贈呈されました。



暴力追放栄誉金章



暴力追放栄誉銀章



暴力追放功労団体表彰

(写真提供分掲載)

暴力追放栄誉金章

厚別地区暴力追放推進協議会

参 与

暴力追放栄誉銀章

北見方面地域暴力追放推進協議会

会 長

暴力追放栄誉銅章

札幌市薄野地区暴力追放運動推進協議会

副会長

函館中央地区暴力追放運動推進協議会

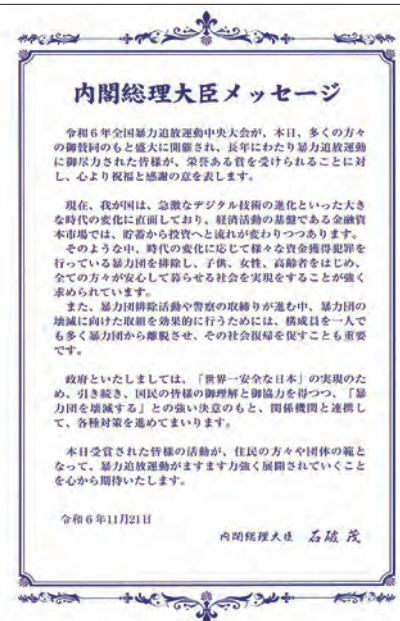
監 事

帯広地区暴力追放運動推進協議会

副会長

暴力追放功労団体表彰

中標津町暴力追放運動推進協議会



総理大臣メッセージ

第8回北海道暴力団追放道民大会・第36回札幌地区暴力団追放総決起集会開催

(公財)北海道暴力団追放センター、道内各方面地域暴力団追放運動推進協議会、札幌地区暴力団追放センター協議会は、北海道・札幌市・北海道警察の後援を受け、9月12日(木)かでの2.7アスビックホールにおいて、道内の暴排組織会員等約400名の参加をいただき、北海道全域における更なる暴力団追放意識の高揚と浸透を図ることを目的に道民大会を盛大に開催しました。

大会第1部では、暴力団放功労者等の表彰や、札幌方面地域暴力団追放運動推進協議会会長による暴力団追放大会宣言を満場一致で採択し、引き続き第2部では、北海道警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課長による「暴力団対策の必要性」と題する基調講演や、札幌よしものタレントによる暴排コントの他、道警音楽隊・カラーガード隊によるドリル演奏などを行い、笑いや音楽を交えて暴力団排除の気運を多いに高めました。



【主催者挨拶】



【表彰式（連名表彰）】



【表彰式（感謝状）】



【大会宣言】(札幌方面地域暴排協議会長)



【基調講演】(組対第二課長)



【よしものと暴排コント等】



【道警音楽隊・カラーガード隊】

道民大会・総決起集会における連名表彰(令和6年9月12日)

大会中、受賞者に表彰状と記念品が手渡されました

《個人》

(順不同)

- | | |
|----------|--------|
| ・ 札幌市東地区 | ・ 枝幸地区 |
| ・ 札幌手稲 | ・ 稚内市 |
| ・ 千歳市 | ・ 中標津町 |
| ・ 滝川市 | ・ 厚岸地区 |
| ・ 美唄市 | ・ 新得地区 |
| ・ 赤歌地区 | ・ 美幌町 |
| ・ 寿都地区 | ・ 美幌町 |

道民大会・総決起集会における感謝状贈呈(令和6年9月12日)

大会中、受賞者に(公財)北海道暴力団追放センター会長名の感謝状と記念品が手渡されました

- ・ 株式会社 松本組 (代表取締役社長)

～三ない運動+1～

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、背の腹までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が強い、甘いを見ると、トコトン食い付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや娯楽の活動資金を、常にかぎ回っている力者のための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

各地域暴追協啓発活動状況

5月 「登別市暴力追放運動推進協議会」
で行われた暴排啓発

【登別市暴追協】



5月 道の駅「アイランド深川」での山岳遭難
事故防止啓発と連動した暴排啓発

【深川地区暴追協】



6月 金融機関等での特殊詐欺被害
防止啓発と連動した暴排啓発

【函館西地区暴追協】



6月 「YOSAKOIソーラン祭り」平岸会場
でのパレードに参加した暴排啓発

【豊平清田暴追協】



7月 平和通買物公園で「夏の暴力と
非行の追放運動」を実施

【旭川市暴追協】



7月 「七飯赤松街道納涼祭」での
暴排啓発

【函館中央地区暴追協七飯支部】



7月 護衛艦「いせ」の入港に伴う
十勝港での暴排啓発

【広尾地区暴追協】



7月 「もんべつ港まつり」会場での
暴排啓発

【紋別地区暴追協】



9月 「興部神社祭」会場での暴排啓発

【興部町暴追協】



9月 「御影秋まつり」会場での
暴排啓発

【新得地区暴追協】



10月 北24条地区での暴力団排除活動
パレードによる暴排啓発

【札幌市北区暴追協】



10月 コキアの紅葉観賞に多数が来場
する由仁ガーデンでの暴排啓発

【由仁町暴追協】



各地域暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

わが町に 入れない寄せない 暴力団

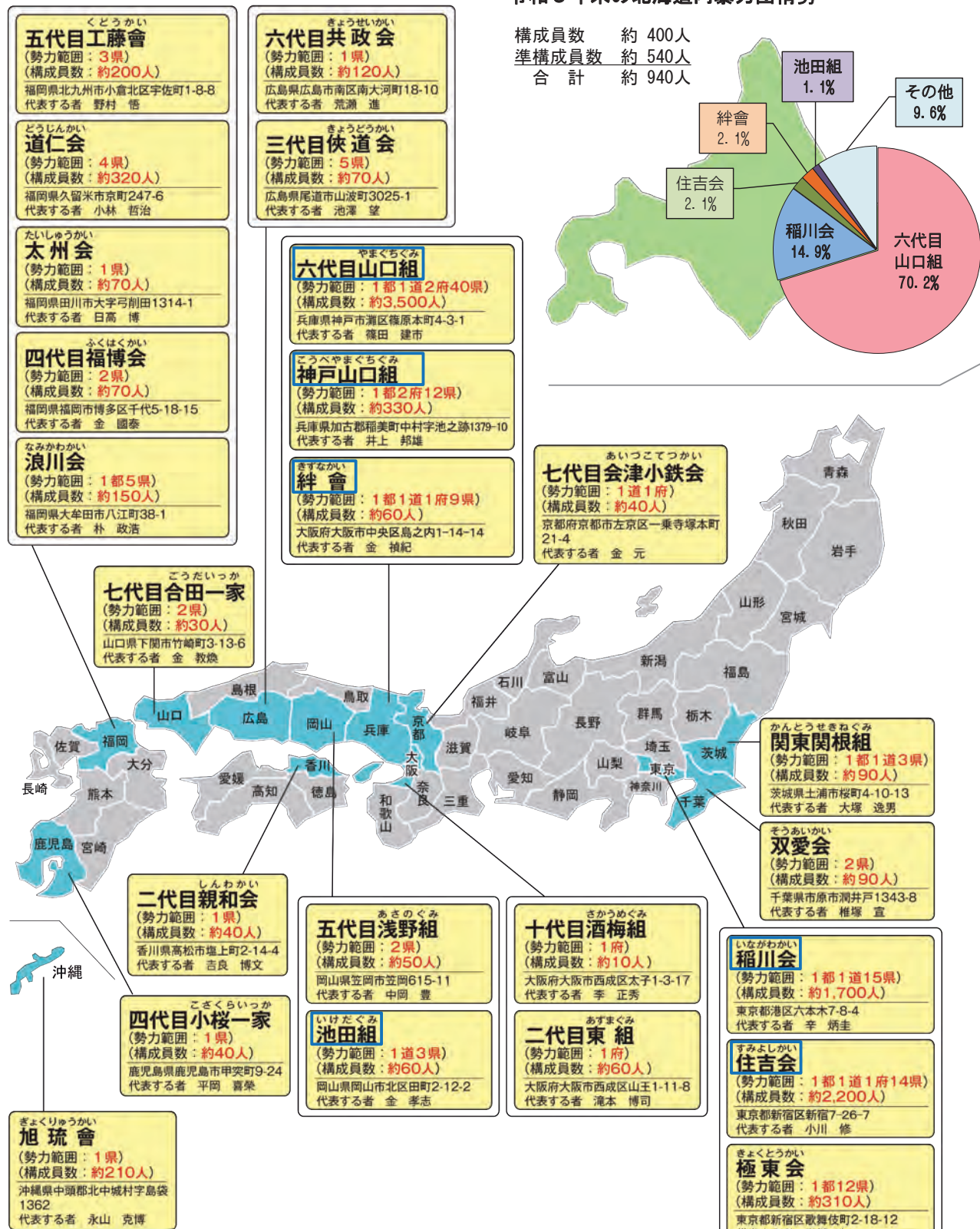
暴力団追放貸出し用DVD 一覧



No.	題 名	内 容	時間	制 作 ・ 監 修
46	シャットアウト「行政対象暴力」	暴力団からの機関紙購読要求や、下請け参入を拒否するため、コンプライアンス委員会を立ち上げ、警察や暴追センターの協力の下、奮闘する役場職員の話	30分	大阪府警察 大阪府センター
48	暴力追放シュミレーション 恐怖の支配を打ち切るために!	暴力団との交通事故の示談交渉と企業への不当要求の手口と対応策 (対応シュミレーション)	30分	大阪府警察 大阪府センター
49	シャットアウト「企業対象暴力」	地方銀行を舞台に、企業指針に基づいた不当要求への対処方法 (本編28分 解説11分)	39分	警視庁 組織犯罪対策部
50	悪魔があなたを狙っている! ～暴力団からの離脱～	暴力団からの脱退と社会復帰をテーマにしたドラマと元暴力団員やアドバイザー、就労支援事業主のインタビュー等	26分	全国センター
51	狙われた行政 ～失敗を糧に～	生活保護費詐欺事件をきっかけに、職員一丸となって再発防止に取組み不当要求撲滅を目指す、ある地方都市のドラマ	47分	警視庁 組織犯罪対策部
52	黒い契約者 ～不当要求を許さない社会へ～	企業(ホテル)の弱みにつけ込んでのリース契約等の不当要求事例や、マンションの組事務所使用での明け渡し請求のドラマ	30分	警視庁 組織犯罪対策部
53	黒いパートナー	クレーム処理に暴力団のフロント企業を使った結果、会社が社会的制裁を受け、立ち直るため暴力団排除の取り組みをドラマ化したもの	28分	警視庁 組織犯罪対策部
54	社会VS暴力団 ～暴力団、社会から孤立へ～	ドラマ1 芳香剤の卸業者の顧客が暴力団の関連企業と分かり、契約を解除するまでにいたる経緯 (21分) ドラマ2 みかじめ料を要求され泣き寝入りしていた事件の逮捕をきっかけに「代表責任追及」訴訟を起こし、住民集会で反社会勢力と戦うことを決意 (18分)	40分	警察庁 組織犯罪対策部
55	みんなの力で!	個人商店を狙った不当要求を仕掛けてくる暴力団に対し、商店街が団結し暴力団を撃退するドラマ (中止命令、上部団体組長に対する損害賠償請求)	31分	警察庁 組織犯罪対策部
56	NAVI 5 PartII 負けへん! ～あなたの勇気をサポートします～	1.交通事故 2.店舗営業 3.マンション賃貸借 4.機関紙購読の強要 5.近隣トラブル 5つの事例の手口と対応要領	36分	大阪府警察本部
57	不当要求の手口と対応 ～迷惑電話&クレマー編～	迷惑電話の事例や手口への対応集や、クレマーの種別とその対策	56分	(公社)警視庁管内 特殊暴力対策連合会
58	断絶 ～企業を取りから反社会的勢力を排除～	暴力団の共生者を紹介されて融資を受けた企業が関係を遮断するために毅然と立ち上がり断絶して反社を排除した	31分	警視庁 組織犯罪対策部
59	それでええんか!? 撃退法	①書籍購入要求の撃退法(11分) ②忘年会申し込みの撃退法(10分) ③公共工事下請け参入要求の撃退法(23分) 各事例の対応例	54分	(財)暴力追放広島 県会議
60	決別への道	暴排条例に基づき飲食店からの暴力団排除、企業が暴力団の関連企業との関係を絶つ為の取組みをドラマ化したもの (ドラマ編27分、解説編8分)	35分	警察庁 組織犯罪対策部
61	あなたならどうする? ～不当要求の「常套句」～	「責任をとれ」「誠意をみせろ」などの常套句で執拗に企業に迫る反社勢力やクレマーの具体例を紹介しながら、その不当要求への対応方法を解説	35分	警視庁管内特殊 暴力防止対策連合会
62	解説! 暴排条例 ～これからの暴力団対策～	大阪府暴排条例の解説や事例等	36分	大阪府警察本部
63	鉄の誓 ～行政対象暴力に負けない組織づくり～	行政対象暴力の事例や対処マニュアル、暴排条例の解説	49分	警察庁 組織犯罪対策部
64	あなたならどうする? ～その「ひと言」が分かれ道～	事例①アクセサリーが破損して怪我をしたというクレームから不当要求へ 事例②個人情報管理の杜撰な企業の弱みにつけても反社会的勢力 事例③プライベートタイムでターゲットにアローし、狙い撃ちにする反社会的勢力	53分	警視庁管内特殊 暴力防止対策連合会
65	排除の分かれ道 ～企業対象暴力～	Part I 間違った判断(25分) Part II 勇気ある決断(31分)	56分	全国センター
66	撃退	基本的対応要領 ・平素の準備(20分) ・有事の対応I(30分) ・有事の対応II(27分) ・有事の対応(I-II)ダイジェスト版(31分)	108分	全国センター
67	闇にひそむ影 ～僕には関係ないと思ってた～	ドラマ編(32分) 解説編(5分)	37分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
68	明日を拓く勇気 ～もう恐れる必要はない～	飲食店・信用金庫・不動産業を舞台に、不当要求を受けるものの、警察や暴追センターの協力により暴対法や暴排条例を駆使し暴力団等を排除していく過程を描く	37分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
69	事前の備えこそ最大の防御! ～巧妙化する反社会的勢力の罠～	事例①明確な意図を持って企業にクレームをつける悪質クレマー 事例②反社会的勢力によるインターネットを悪用した不当要求 事例③暴排条項の記載がない契約書での取引によるリスク	46分	警視庁管内特殊 暴力防止対策連合会
70	不当要求・クレームへの初期対応 ～効果的な「必殺ワード」と対策ポイント～	電話による不当要求への対応(17分) インターネットによる不当要求への対応(9分) 直接面談による不当要求への対応(16分) これまでの作品紹介(1分)	43分	(公社)警視庁管内 特殊暴力対策連合会
71	危機管理を高めよう! 命でんぞんこ!	危機管理意識を高めよう!命でんぞんこ!(ダイジェスト)(17分) 命でんぞんこ(17分) ロールプレイング(20分) 武蔵坊弁慶とあなたの輪!(9分) 命の文字より(9分)	72分	全国センター
72	暴排のシナリオ ～やっからあなたが狙ってる!～	機関紙、書籍・名簿等の購読要求(23分) 寄付金・賛助金・会費等を要求(22分) 因縁をつけて金品や物品の購入を要求(22分) 工事の下請け参入等の要求(26分)	93分	全国センター
73	決断の刻	ゼネコンを利用し、建設事業に入り込んでくる暴力団…。そのときあなたならどうしますか。一人で悩むことはない。自分にできる何かがある。そう、今が決断の刻!	33分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
74	あなたはひとりじゃない!	反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団との関係者談に立ち上がり、仲間意識も強まってみんなの力を合わせて暴力団に屈しないよう対応していく過程を描いたもの	35分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
75	不当要求の見極めポイントと 実践的対応テクニック	苦情・不当要求の見極めポイント(24分) 不当要求を見極めるための事実確認のポイント(16分) これまでの作品紹介(2分)	42分	(公社)警視庁管内特殊 暴力防止対策連合会
76	暴力団排除 ～入札妨害・就労支援～	入札妨害(23分) 就労支援(17分) 離脱者受入れ事業主インタビュー(6分)	46分	警察庁刑事局組織犯罪対策部 暴力団対策課
77	暴力団がやってきた ～暴力団による不当要求等の 実態と対応要領～	一般企業と偽った組事務所の開設、建築現場への不当要求事案を暴力団からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態等を解説。企業や個人が一致団結し暴力団との関係遮断の様子を描いたもの	36分	警察庁刑事局組織犯罪対策部 暴力団対策課
78	不当要求防止責任者の役割と講習概要 ～暴力団のない明るい社会をめざして～	■不当要求防止責任者の役割と制度(8分) ■責任者講習会の概要(3分) ■講義内容のポイント ①暴力団の現状と動向(7分) ②暴力団対策法の概要(3分) ③不当要求被害防止のための対応要領(16分)…total 37分 ■事業所内での講習ポイント ①暴力団の現状と動向(5分) ②暴力団対策法の概要(2分) ③不当要求被害防止のための対応要領(15分)…total 22分	59分	警察庁刑事局 組織犯罪対策部 暴力団対策課
79	暴力団排除 ～絶対に負けません～	反社会的勢力の不当要求にどのように対応していくか解説します。	39分	大阪府警察本部 刑事部捜査第四課
80	奴らには屈しない!	一般企業を装い、下請け企業に入り込んだ暴力団が経営する会社を社員が一丸となって排除する過程をジャーナリストの視点でドラマ化したもの	32分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
81	決別のとき	元暴力団員が語った暴力団の卑劣な実態、なぜ組を辞めることを決意したのかを、新聞記者の取材に答える形でドラマ化したもの	35分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
82	暴排の標 ～反社会的勢力を許さない社会へ～	全3話 第1話(約4分)反社勢力によるクレーム対応要領、第2話(約25分)適格都道府県センター制度による組事務所撤去、第3話(28分)組長賠償請求(使用者責任)訴訟(みかじめ料)	77分	全国センター
83	教訓 失敗を乗り越えて	暴力団排除に毅然と立ち向かう兄弟をドラマ化。兄の会社が暴力団の餌食となり、その弟の新しい会社にも反社が忍び寄る。兄の失敗経験を元に暴力団に立ち向かう。	36分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
84	決定的瞬間! ～これが不当要求だ!～	不当要求の実態に迫るリアル・ドキュメント 事例1: 個人店が狙われたケース、事例2: 企業が狙われたケース	34分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
85	不当要求対策 ～絶対に負けませんII～	不当要求への対応策の悪い対応と良い対応を解説。 第1話 企業対象暴力編(27分)、第2話 行政対象暴力編(34分)	61分	大阪府警察本部 刑事部捜査第四課
86	不当要求 ～敵を知り、己を知れば、 百戦危うからず～	ある企業が長く付き合う企業に対するミスを犯した。その企業は暴力団のフロント企業に変貌していた。事態は悪化、どう対応すべきか。そして、決戦の日を迎える…。	36分	警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策第三課
87	選択 ～暴排に向けて～	意外と身近にある不当要求。どのような対応を「選択」すべきか、あなたの職場に置き換えて考えてみてください。 事例1: 暴力団等によるクレーム対応要領について 事例2: 行政対象暴力に対する対応要領について	55分	全国センター 警視庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策課

●指定暴力団の指定状況と北海道内の暴力団情勢

■指定暴力団分布図（25 団体）



注1： 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和5年末現在のものを示しています。

2： 令和5年末における全暴力団構成員数(約1万400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,900人)の比率は95.2%となっています。

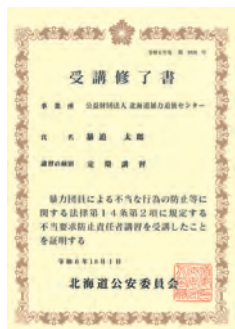
※ 名称の青枠囲は主要6団体です。



(公財) 北海道暴力追放センターでは、各弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

相談を希望される方は、札幌本局又は各支局にお電話をお願いします。
電話番号等は、下記のとおりです。



令和7年度の不当要求防止責任者講習開催予定



実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施市町		札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
		倶知安町	函館市	稚内市	滝川市	苫小牧市	室蘭市	帯広市	釧路市	函館市	旭川市	
			北見市	帯広市	根室市	函館市	旭川市	北見市			釧路市	

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

【会費】 年会費 1 口20,000円 1 口以上

※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。

【会費の用途】 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。

【特典】

- ・左記会員之章プレートの交付
- ・広報資料の無料配付
- ・暴排広報DVDの無料貸出
- ・暴排講演依頼への対応
- ・不当要求事案発生時の支援・指導
- ・不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶(公財) 北海道暴力追放センター

【札幌本局】
相談電話 (011) 271-5982

【函館支局】
相談電話 (0138) 35-5982

【旭川支局】
相談電話 (0166) 26-5982

【釧路支局】
相談電話 (0154) 23-5982

【北見支局】
相談電話 (0157) 61-5982

▶ 北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課

◎暴力相談電話 011-222-0200

◎暴力団離脱者相談電話 011-222-8930

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!